

令和4年12月14日  
福祉労働部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室

## 令和3年度の障がい者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条及び同法施行規則第3条の規定に基づき、福岡県内における令和3年度の障がい者虐待の状況について公表します。

### 1 障がい者虐待の状況

#### (1) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待の判断に至 らなかったもの		
			虐待と判断 したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に至 らなかったもの
令和3年度	115件	97件	16件	38件	43件
令和2年度	105件	81件	15件	33件	33件
令和元年度	98件	62件	14件	31件	17件

#### 【令和3年度の状況】

- 虐待と判断した16件の施設の種別は、通所系事業所8件、入所系事業所8件。
- 虐待の種別（複数回答有）は、身体的虐待8件、性的虐待7件、心理的虐待3件、放棄・放置（ネグレクト）1件、経済的虐待1件。
- 虐待を受けた人の性別は、男性7名、女性10名。
- 虐待を受けた人の障がい種別（複数回答有）は、知的障がい10名、身体1名、精神障がい6名、発達障がい2名。
- 虐待を行った従業者の職種は、生活支援員など直接処遇にあたる職員8名、管理職等8名。
- 県及び市町村では、虐待と判断した事案について当該施設に対し指導を行うとともに、改善計画の提出を求め、改善状況の確認を実施。

## (2) 養護者による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断		
			したものと 虐待ではないと 判断したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に 至らなかった もの
令和3年度	124件	99件	34件	27件	38件
令和2年度	153件	122件	31件	42件	49件
令和元年度	169件	151件	42件	41件	68件

(注) 養護者（親、兄弟等）による虐待の対応は市町村で実施。

### 【令和3年度の状況】

- 虐待の種別（複数回答有）は、身体的虐待17件、放棄・放置（ネグレクト）10件、心理的虐待9件、経済的虐待6件、性的虐待0件。
- 虐待を受けた人の性別は、女性25名、男性9名。
- 虐待を受けた人の障がい種別（複数回答有）は、知的障がい18名、精神障がい14名、身体障がい5名、発達障がい2名、難病等3名。
- 虐待を行った人の割合は、親52.5%、兄弟姉妹17.5%、配偶者12.5%など。
- 虐待と判断した34件の事案のうち21件（61.8%）について、虐待者からの分離を行っている。

## 2 障がい者虐待防止のための県の取組（令和3年度）

- 障がい者福祉施設管理者に対する集団指導において、障害者虐待防止法の説明や虐待防止の取組の周知を行う（1,692事業所）とともに、実地指導において、状況に即した虐待防止の取組を指導（414事業所）
- 新たに障がい者福祉施設の指定を行う際は、施設の現地確認において、虐待防止のための取組の指導をあわせて実施（362事業所）
- 障がい者福祉施設従事者、市町村職員等を対象に「障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を開催し、虐待事案対応に関する研修を実施（206名受講）
- 障がい者福祉施設で利用者に対し直接支援を行う職員を対象にした「障がい福祉サービス事業所等支援員研修」において、障がい者虐待防止を研修カリキュラムに組み込んで実施（563名受講）
- 障がい者福祉施設で強度行動障がい者に対し直接支援を行う職員を対象にした「強度行動障がい支援者養成研修」により、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことができる人材を育成（1,208名受講）

## 令和3年度の障がい者虐待の状況について

## 1 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

## (1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
115件	97件	16件	38件	43件

## (2) 虐待と判断した事案の概要

項目	1	2
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	女性 50代 1名 (知的障がい)	男性 50代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・夜勤時、支援室を再三訪れる利用者に対し苛立ちが募り、両手で背中を強く押して転倒させた。	・床に座っていた利用者の後ろの襟元を掴み、床を引きずりながら居室まで連れて行った。

項目	3	4
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	男性 50代 1名 (身体・知的障がい)	女性 20代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待、放棄・放置	性的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・居室において、ベッドに寝かせず車いすに座ったままにした。 ・オムツが汚れている状態を放置した。	・施設内で性器接触行為及び性交類似行為を行った。

項目 \ 事案	5	6
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	男性 40代 1名 (知的・精神障がい)	男性 30代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	サービス管理責任者
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・問題行動をやめない利用者に対し、顔面を殴打した。	・医師の指導に基づくことなく、水分や食事の接種量を制限させた。 ・日常的に厳しい口調で支援し、恐れを抱かせた。

項目 \ 事案	7	8
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	女性 20代 1名 (精神障がい)	女性 20代 1名 (知的、精神障がい)
虐待の種別	心理的虐待	性的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	管理者	夜間支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・セクハラ発言により、精神的な苦痛を与えた。	・職員の自宅に招き抱擁した。

項目 \ 事案	9	10
施設の種別	就労継続支援A型	就労継続支援B型
被虐待者の状況	女性 30代 1名 (精神障がい)	女性 30代 1名 (精神障がい)
虐待の種別	性的虐待	性的虐待、経済的虐待
虐待を行った従事者の職種	管理者(法人代表)	管理者
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・施設外で、性器接触行為及び性交類似行為を行った。	・SNSでわいせつな言葉を送信した。 ・ギャンブルの儲けの一部を提供させた。

項目 \ 事案	11	12
施設の種別	就労継続支援B型	地域活動支援センター（Ⅲ型）
被虐待者の状況	女性 40代 1名 （知的障がい）	女性 60代 1名 （精神障がい）
虐待の種別	性的虐待	性的虐待
虐待を行った従事者の職種	職業指導員	責任者（法人の理事）
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・送迎中に手を握り、乗降時には体を触った。	・作業室で、二人きりの時に胸を触った。

項目 \ 事案	13	14
施設の種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	男児 1名 （知的障がい）	男児 1名 （発達障がい）
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	管理者兼 児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者
県・市町村が行った措置	事業所指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・支援中、痙攣を起す児童に対し、手のひらで叩いた。	・利用児の衣服を掴んで、大声で叱りつけた。

項目 \ 事案	15	16
施設の種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	女児 1名 （発達障がい）	男児 1名 女児 1名 （知的障がい）
虐待の種別	性的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	管理者（法人代表）	児童指導員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・施設外で、性交類似行為を行った。	・利用児に他害があることを理由に、身動きの取れない状態にして指導した。 ・他の利用児に手をだしたことを理由に、別室まで引きずって行き鍵をかけて隔離した。

## 2 養護者による障がい者虐待の状況

### (1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 124 件

### (2) 相談・通報・届出者（重複あり）

区 分	人 数	割合 (%)
相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等	54	42.2
本人による届出	26	20.3
当該市町村行政職員	10	7.8
家族・親族	4	3.1
警察	14	11.0
近隣住民・知人	4	3.1
医療機関関係者	6	4.7
その他（弁護士等）	10	7.8
合計	128	100.0

### (3) 事実確認の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	99	77.3
立入調査以外の方法により調査を行った事例	98	76.5
訪問調査を行った事例	53	41.4
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	45	35.1
立入調査により調査を行った事例（障害者虐待防止法第 11 条適用）	1	0.8
市町村単独による事例	1	0.8
警察が同行した事例	0	0
事実確認調査を行っていない事例	29	22.7
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	16	12.5
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	4	3.1
他部署等への引き継ぎ	9	7.1
合 計	128	100.0

### (4) 事実確認調査の結果

区 分	件 数	割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	34	34.3
虐待ではないと判断した事例	27	27.3
虐待の判断に至らなかった事例	38	38.4
合 計	99	100.0

## (5) 虐待の種別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件 数	17	0	9	10	6

(注) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 34 件と一致しない。

## (6) 被虐待障がい者の状況について

### ア 障がい種別

区 分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等
人 数	5	18	14	2	3

(注) 障がいの種別に重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 34 件と一致しない。

### イ 性別及び年齢

#### ○被虐待障がい者の性別

区 分	男 性	女 性	合 計
人 数	9	25	34
割合 (%)	26.5	73.5	100.0

#### ○被虐待障がい者の年齢別

区 分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上, 不明	合 計
人 数	4	7	7	9	3	4	34
割合 (%)	11.7	20.6	20.6	26.5	8.8	11.8	100.0

### ウ 虐待者との同居・別居の状況

区 分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合 計
件 数	28	6	0	34
割合 (%)	82.4	17.6	0	100.0

### エ 世帯構成

区分	件数	割合 (%)
単身	2	5.9
配偶者と同居	5	14.7
配偶者及び子と同居	2	5.9
両親と同居	4	11.8
両親及び兄弟姉妹と同居	2	5.9
父親と同居	3	8.8
父親と兄弟姉妹と同居	1	2.9
母親と同居	3	8.8
母親と兄弟姉妹と同居	2	5.9
兄弟姉妹と同居	1	2.9
子と同居	1	2.9
その他	8	23.6
合計	34	100.0

オ 被虐待者から見た虐待者との関係（複数回答）

区 分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	その 他	合計
人 数	12	9	6	1	1	0	5	6	40
割合 (%)	30.0	22.5	15.0	2.5	2.5	0	12.5	15.0	100.0

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

区 分	件 数
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	21
被虐待者と虐待者を分離していない事例	6
もともと虐待者とは別居の事例	4
現在対応について検討・調整中の事例	0
その他	3
合 計	34

イ 分離を行った事例の対応（複数回答）

区 分	件 数
① 契約による障がい福祉サービスの利用	8
うち、面会の制限を行った事例	3
② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	0
うち、面会の制限を行った事例	0
③ ①、②以外の方法による一時保護	5
うち、面会の制限を行った事例	5
④ 医療機関への一時入院	6
うち、面会の制限を行った事例	4
⑤ その他	8
合 計	27

ウ 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

区 分	件 数
① 養護者に対する助言・指導	6
② 被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	2
③ 既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	4
④ 被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用	2
⑤ 再発防止のための定期的な見守りの実施	8
合 計	22

エ 権利擁護に関する対応

- ・成年後見制度は、「利用開始済み」1件、「利用手続中」3件。

(8) 市町村における体制整備（令和3年度実績）

区 分	市町村数	60市町村に占める割合 (%)
住民への障がい者虐待の相談窓口の周知	48	80.0
障害者虐待防止センター等の関係者への障がい者虐待防止に関する研修	45	75.0
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	40	66.7
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	37	61.7
障がい者福祉施設及び障がい福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	24	40.0
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	26	43.3
障がい者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	23	38.3
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障がいのある人に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	23	38.3
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	18	30.0
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	12	20.0